

【在学生】令和6年度 前期分

熊本大学独自の授業料免除 (大学独自制度) について

申請は、1次申請（申請システム入力）及び2次申請（申請書類の郵送）となります。授業料免除を希望する者は、以下の本学公式ウェブサイトで申請方法等を確認し、各申請期間内に申請してください。

熊本大学公式ウェブサイト：

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/jugyoryo_menjo

熊本大学トップ > 「大学生活」 > 「入学料・授業料・奨学金等」 > 「授業料免除」

又は、

熊本大学トップ > ニュース > 「令和6（2024）年度前期 授業料免除の実施について」



●大学独自制度の授業料免除の対象者について

一般枠	①大学院生 ②私費外国人留学生（学部生及び大学院生） ③令和元（2019）年度に大学独自の授業料免除制度に申請したことがある日本人学部生
学資負担者死亡等枠 (災害救助法適用外)	④免除申請前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡し、又は、本人若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難と認められる者
学資負担者死亡等枠 (災害救助法適用)	⑤災害発生後1年以内に納付する授業料について、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者が死亡（行方不明を含む）したことにより授業料の納付が著しく困難と認められる者
災害枠 (災害救助法適用)	⑥災害発生後1年以内に納付する授業料について、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が 全壊 、 大規模半壊 、 半壊 又は 床上浸水 であると証明された者 ※罹災証明書が「半壊」、「床上浸水」の人は、家計審査を行うため、併せて「一般枠」も申請してください。
コロナ枠	⑦新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の者 次の1)又は2)のどちらかに該当する場合は申請できます。 1) 国や地方公共団体から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けた者 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和6年度の世帯の収入見込みが、令和元年度から令和5年度までの期間と比較して1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難と認められる者
修学支援新制度要件外枠	日本人学部生で新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を超えている者（多浪生）で、授業料の納付が著しく困難と認められる者

!!!!!! 締切後の提出は一切受付しません。!!!!!!

期限厳守

＝大学独自制度授業料免除の申請期間＝

(一般枠)

【1次申請（申請システム入力）】令和6年2月21日（水）～2月29日（木）

【2次申請（申請書類の郵送）】令和6年2月23日（金）～3月4日（月）※当日消印有効

(学資負担者死亡等枠・災害枠・コロナ枠・修学支援新制度要件外枠)

【1次申請（申請システム入力）】令和6年3月4日（月）～3月8日（金）

【2次申請（申請書類の郵送）】令和6年3月5日（火）～3月11日（月）※当日消印有効

ただし、申請期間外であっても、学資負担者の死亡や風水害等の災害により授業料の納付が困難となった場合は、授業料の納付期限内に、経済支援担当に相談してください。

学生生活課経済支援担当 096-342-2126（8:30～18:15/土・日・祝日除く）

掲示日：令和6年2月7日
(掲示期限：令和6年4月30日)